

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	児童手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松阪市は、児童手当の支給に関する事務に関する特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

松阪市長

公表日

令和8年1月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当の支給
②事務の概要	<p>児童手当法の規定に基づき、18歳に到達した日以降最初の3月31日までの間にある児童(高校修了前の児童)を養育している方に手当を支給する。</p> <ul style="list-style-type: none">①住民票により申請者(受給者)、児童の居住要件を確認②申請者(受給者)及び配偶者の所得を確認し、判定③受給者の年金種別を確認し、被用者か非被用者かを判定④その他<ul style="list-style-type: none">・住民票の異動及び所得更正情報を随時確認し、変更が生じた場合には、支給額の変更や資格喪失の処理を行う。・上記に係る一部手続きにおいて、サービス検索・電子申請機能による申請の受領・情報提供ネットワークシステムを通じて口座登録・連携ファイル関係情報を取得する・物価高対応子育て応援手当支給事務
③システムの名称	児童手当システム(e-ADWORLD2)、中間サーバー、宛名管理システム、統合宛名システム、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表の81の項 番号法第9条第1項 別表135の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 <ul style="list-style-type: none">・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、125、141、161 【情報照会の根拠】 <ul style="list-style-type: none">・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表106、107の項・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項及び第162条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	松阪市福祉事務所こども未来課
②所属長の役職名	こども未来課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先
松阪市総務部総務課文書・情報公開係
〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1
TEL 0598-53-4055 FAX 0598-22-1522
E-mail sou.div@city.matsusaka.mie.jp

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先
松阪市福祉事務所こども未来課
〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1
TEL 0598-53-4081 FAX 0598-26-9113
E-mail komirai.div@city.matsusaka.mie.jp

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。

9. 監査

実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
-------	------------	------------	---------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策		[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
------------------	--	---

当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	---------------------	---

判断の根拠		業務システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。
-------	--	--

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月31日	I 1②事務の概要	変更前の記載に右記を追記	上記に係る一部手続きにおいて、サービス検索・電子申請機能による申請の受領	事前	
平成29年7月31日	I 2③システムの名称	変更前の記載に右記を追記	サービス検索・電子申請機能	事前	
平成29年7月31日	I 5評価実施機関における担当部署	松阪市福祉事務所こども未来課 こども未来課長 沼田 雅彦	松阪市福祉事務所こども支援課 こども支援課長 荒木 章次	事後	
平成29年7月31日	I 8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	松阪市福祉事務所こども未来課 〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1 TEL 0598-53-4083 FAX 0598-26-9113 E-mail kod.div@city.matsusaka.mie.jp	松阪市福祉事務所こども支援課 〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1 TEL 0598-53-4081 FAX 0598-26-9113 E-mail koshien.div@city.matsusaka.mie.jp	事後	
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	こども支援課長 荒木 章次	こども支援課長	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策		新規入力	事後	
平成31年4月19日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年2月1日	平成31年4月1日	事後	
平成31年4月19日	II しきい値判断項目 2. 取得者数	平成27年2月1日	平成31年4月1日	事後	
令和4年2月10日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和4年2月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和4年2月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和6年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署名	松阪市福祉事務所こども支援課	松阪市福祉事務所こども未来課	事後	
令和6年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	こども支援課長	こども未来課長	事後	
令和6年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱に関する問合せ 連絡先	松阪市福祉事務所こども支援課 〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1 TEL 0598-53-4081 FAX 0598-26-9113 E-mail koshien.div@city.matsusaka.mie.jp	松阪市福祉事務所こども未来課 〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1 TEL 0598-53-4081 FAX 0598-26-9113 E-mail komirai.div@city.matsusaka.mie.jp	事後	
令和6年12月2日	I 3. 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の56の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年9月10日号外内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第44条	番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表の81の項	事前	
令和6年12月2日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (平成26年12月12日号外内閣府・総務省令第7号) (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(26、30、87の項) ・別表第二省令第19条第1号力、第44条第1号力 (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第二欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務」が含まれる項(74、75の項) ・別表第二省令第40条	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、125、141、161 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表106、107の項	事前	
令和6年12月2日	8. 人手を介在させる作業		十分である	事前	

